

けども、でも、いろんな専門家が集まってそこで包括の職員たちとチェックをしたりするので、比較的どう考えるかとか、どう見るかというのでは非常に、1つの資料かなと思います。いろいろみんながやる中でいいのが出てくるのかもしれないですけども、何かないと分からないなというところということです。

(中野課長) 分かりました。少し取っかかりにさせていただけるかと思います。

(植村部会長) はい、ありがとうございました。時間の関係がありますが、一言言わせていただければ、これは可能かどうか分かりませんが、障がい当事者の中でも意見をきちんと言う人はおります。それで、意思決定支援で専門家の方ももちろん必要ですし、DVDを見ることも私も見たりしますが、親とか障がい当事者とか、意思決定支援というからには本人さんたちの意見というのもぜひ聞いてあげてほしいですね。私は「おおぞら」という小さな作業所でやっていますが、地域活動支援センターの中で定例的に全ての障がいのある人、全てといっても全部ではないですけども、身体も精神も知的もみんなが寄って本人たちばかりが集まって話をする、そういう会をつくっております。

その中ではやはり自分たちの意見を聞いてくださいよ、もうちょっと簡単に、あなたはもうこれこれしか言えないよねという感じで、そこからもう一歩、自分に合った質問の仕方をしてくれればもっと意見は言えるのにといい意見がたくさんあります。それで、その辺はぜひ御一考願えて、意思決定というからには本人さんの意志ですから、そこを親の意志とか、周りの意志で決めるようなことができるだけ少なくなるように、私は1人の障がいを持っている息子の親としてぜひお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(中野課長) 障がい福祉課です。ありがとうございます。研修みたいな取組も進めていこうと思うのですが、さすがに今、植村さんおっしゃったような、優良事例というか、県内の実践事例をほかの事業所にも横展開していくという取組もぜひしたいなと思っていますので、そういう実際の実践事例みたいなを集めて展開するみたいなときに、また、御相談なり御協力なり、ほかの事業所も含めていただきたいと思います。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございました。すみません。では、議題3の虐待防止のほうに行きたいと思います。資料については事務局さんのほうから御説明いただきます。よろしく願いいたします。

(中嶋課長補佐) はい。事務局から資料3 令和3年度鳥取県における障がい者虐待の状況、それで、あと資料4 障がい者虐待防止に関する県の取組状況ということで資料2つ併せて御説明のほうさせていただきたいと思います。まず、資料の3ですけども、令和3年度、これ国が毎年実施しております障害者虐待防止法に基づく市町村、そして鳥取県の虐待に対する対応状況等の調査について、そのうち鳥取県のものを集めたものが実際この資料となります。なお、この資料の内容につきましては、毎年年度末～年度明けにかけて国が公表しますのでそれに併せて県のほうも公表することになります。

まず、1つずつ、1番の相談・通報件数でございますが、令和3年度の通報件数は45件実績ありました。そのうち虐待として判断されたものは9件となっております。令和2年度が虐待と判断されたものが13件でしたので、令和3年度は前年度に比べて4件ほど実質減。この9件の内訳

ですが養護者による虐待が6件、施設従業者による虐待が3件となっております。続きまして2番目、虐待の種別ですが、こちらデータ重複はございますが一番多いのは心理的虐待で8件、次に多いのは身体的虐待で7件となっております。3番目は相談・通報・届出書の種別ですが、全体でいいますと最も多いのが相談支援専門員さんで15件、次に多いのが御本人で9件となっております。次に被虐待者の状況です。障害種別で見ますと、この資料ですと4-4となりますが、養護者による虐待では身体障害が最も多くて3件です。次、施設従業者による虐待では知的障害が4件と最も多くなっております。最後5番目虐待者の状況についてです。全体でいいますと12件のうち男性が8件、女性が4件と男性のほうが多くなっております。虐待者の年齢でいいますと50歳以上が9件ということで全体の7割以上占めている状況となっております。

続きまして資料の4障がい者虐待防止に関する鳥取県の取組状況をまとめております。大きく3つございまして、まず1つは県の障がい者権利擁護センターです。虐待の未然防止ですとか、早期発見、迅速な対応を行うために平成24年に県内に3か所、東、中、西部、東が障がい福祉課、中西が中部も西部も県民福祉局に設置をされまして、市町村との連絡ですとか、市町村に対する情報提供や助言アドバイス、虐待防止に関する広報、啓発活動などしております。

続きまして2番目障がい者虐待防止等に係る支援チームでございます。これは市町村の障がい者虐待防止センターが受ける相談等に関して専門家による専門的な支援ですとか、アドバイスを行うバックアップ組織、県内に3つの機関、東・中・西に委託して市町村に対する、あるいは県に対する専門的な支援をします。東部は鳥取東部権利擁護支援センター、中部は成年後見ネットワーク倉吉、西部は権利擁護ネットワークほうきさんのほうに委託します。この表に始まってからの支援実績ということで記載させていただいております。直近令和4年度ですと、東部では電話、面接、派遣、研修講師ということで98件、中部は34件、西部は46件、県全体では178件の支援ですとか、対応のほうしております。

続きまして最後3つ目ですけれども、障がい者虐待防止に関する研修ということで、研修につきましては県の社会福祉士会のほうに委託をして実施をしております。虐待防止ですとか、権利擁護に関する指導的役割を担う人材の養成ですとか、関係職員の虐待防止、権利擁護に関する理解を深めていただくために実施しております。大きく研修3つございまして、1つ目が共通基礎研修ということで虐待防止の基本的な内容ですとか、虐待に関する基礎的な知識の習得を目的に実施のほうしております。令和4年度の実績は140名、オンライン使いますが、参加ということです。令和5年度は従前の実施内容に加えまして本年度から鳥取県性暴力被害者支援協議会、これ今年度から当課のほうもこの協議会に委員として参画のほうさせていただいております。連携して活動のほう行っておりますけれども、この協議会と連携をしまして障がい者に対する性虐待被害ですとか、その支援について研修の中のテーマとして今年度は実施する予定。ちょうど来週この研修が実施されます。

続きまして2番目の分野別研修ですけれども、これ専門分野ごとの役割、対応など具体的な内容の習得を目的として実施をしております。特に相談窓口となる市町村の職員の皆様を対象として相談窓口の研修なども行っております。昨年度の、令和4年度の参加実績は29名ということで、ちょっと少ないかなということもございまして、さらにその市町村の皆様に積極的に参加をいた

だくということで、今年度4月の頭に市町村の皆様を対象とした担当者会議というのを開いたのですが、その際においても市町村の皆様に積極的にぜひ御参加いただくように周知といえますか、呼びかけのほうさせていただいたところです。続きまして3番目ですね、障がい者薬剤防止・権利擁護公開講座ということで、これ一般県民の方を対象にした公開講座で、障がいへの理解を深めていただいたり、虐待防止法の主旨ですとか、その周知と啓発を図っていくということで、昨年度は102名の方が参加されました。資料の説明は以上でございます。

（植村部会長） はい。ありがとうございました。虐待防止に関しては、虐待と報じられている案件というものは全国的に多くなっております。これは逆に言ったら、今までがあまり報じられてなかっただけで、今、どんどんそういうことが表に出ているのではないかなというふうに私としては思っている部分がありますが、この件に関しまして御意見等ありましたら出してやってください。お願いします。いつも光岡さんから先になります、光岡さんどうでしょうか。

（光岡委員） はい。ありがとうございます。虐待防止ってということにも力を入れていかないといけないわけですが、虐待が疑われるとか、虐待じゃないかっていうことが分かったときとか、感じられたときに通報なり相談なりっていうことをしていくわけですね。その福祉、障がい者支援に関わる方が、それ義務になっているのですけども、なかなかそういう通報なり、相談を適切にしているかっていうと、まだまだそうではないと思うのです。相談支援専門員の数が一番多くなっていたと思うのですけど、今の統計とか、集計上は。現場の障がい福祉サービスに関わっている方が、自分とこの事業所や、それから他の事業所や、それから家庭の中で、虐待じゃないかと思ったときに、通報をちゃんとしていくということが必要じゃないかと常々思っているのです。

一方で、その通報を受け止めてもらう虐待防止センターがちゃんと機能しないといけないと思うのですけど、そこら辺がちゃんと機能しているのだろうかというのを、私はちょっと不安に思っています。それで、権利擁護の支援センター、平林さんのところのような、そういうセンターに相談件数もすごくばらつきがあって、この2、3年西部で言うとすごく相談件数が少ないように見えたのですけども、国が示している、虐待通報を受けた後、相談を受けた後のスキームプロセスというのが示されていると思うのです。そのプロセス以上の対応をしていかないといけないと思うのですけど、本当にそういうふうになっているのだろうかという、思うことがよくあって、たしかそういう市町村全体としての実態の調査とか、アンケート形式でいいと思うのですけど、そういう取組をちゃんとできていますかっていうものややっていかないといけないのではないかなって自分は思っています。

どういうアンケートをするかということと言うと、それこそ今日来ていただいている、各地域の権利擁護支援ネットワークの皆さんにもいろいろと協力いただいて、進めていきたいなって僕は思っているのですけども。もう1つ言うと、市町村の研修はさっきもあったみたいに、年に1回相談窓口の研修があって、それって主には新任の職員さん、初めて現場に来られて、どういふふうにしていくのかという、すごく基本的な研修になっていると思うのです。もう1つ、現任研修みたいなものをして、虐待対応のスキルを上げていくような研修も一方でしていかないといけないのではないかなって思っています。以上です。

(植村部会長) 中部の河本さんいかがですか。虐待防止。

(河本委員) はい。ありがとうございます。こちらの支援センターが中部圏域の基幹センターと1市4町の委託の相談を受けています。それで去年が本当に今、光岡さんが言われたとおり、残念ながら虐待の通報というものはゼロ件、残念ながらというか、ゼロ件であったというのが実情です。言われたとおり、現場の相談員が虐待案件だと感じるものがなかなか浸透していないのではないかなというのが、本当に僕も思っているところです。今さっきの県の資料のほうにあった、県の社会福祉協議会さんのほうが委託を受けて研修のほう実施されているところで、その前調査でアンケートのほうを、今西さんのほうから配布されて、中部では行ったところですが、本当にどう取り組んで行けばいいのかなと悩んでいるところです。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。鳥取市の基幹の長谷川さんいかがでしょうか。

(長谷川委員) はい。鳥取市基幹センターです。基幹センターのほうは、鳥取市さんが虐待のケースなんかで対応をされていたり、会議なんかを開かれるときには基幹センターのほうに声をかけていただいてケースの会議の中には入らせていただいているような状況です。鳥取市のほうもさっき河本さん言われたように社会福祉士会がされているアンケートを配らせていただいて、東部のほうの窓口の方に集まっているような状況かと思っています。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。今西さんいかがでしょうか、県の社会福祉士会のほうの。

(今西オブザーバー) はい。今西です。お世話になります。先ほどから皆さんが言われている相談支援事業所として虐待の通報だとか、困りごとであるとか、どんなふうに対応していますかということ、アンケートを毎年取っています。そこで実態把握をして、市町村の部分と相談支援として考えている部分と、実態把握しながら検証しているというのが今の現状です。その中から見えてきたものというのが、この虐待防止法、ここの肝になるのはやっぱり虐待防止センターさんが障がいの場合はここが虐待の判断をしてどう動くかという形で、主になるところだと思うのですが、そこと相談支援が通報したと思っていた件数とのギャップがあるというところが毎年あって、その課題は何なのだろうというふうに考えると、1つ大きく言えるのは市町村の方、窓口の対応の方の異動が結構たくさんあって、分かってきた中で、異動してしまって、全く知らない虐待法があるのか、ないのかどんなものがそうなのかということが分かってないというところがあるので、委託を受けている社会福祉士会としては、できるだけ早い段階で研修をしていきたいと思います。今流れができています。

今度基礎というものがあって、基礎とは虐待がどういうもので、今の現状がどうなのかという。本当に基礎的なところを伝えてもらって、その後、専門職として、窓口の、もちろんこれが虐待センターのところになるのですが、そこから事業所だとか、そういった従事者に向けてというものに分かれてやっています。昨年、県の方に説明していただいて、この防止センターの参加ですけど、全体では29名ということですが、ここの参加要件は市町村の方と、あとは相談支援事業所、同じように連携するということで、そこがここに参加できるっていう要件になっているのですが、市町村も参加は本当に少ないです。忙しいからなのか、どうなのか分かりませんが、そこが本当に急務であると考えています。どうしていけば増えるものなのか、そこがす

ごく課題なのだろうなというふうに思っています。

先ほど光岡さんが言われたように、基礎的なところで、虐待という捉え方、グレーゾーンも全て虐待と捉えて考えましょうというふうにはずっとこの法律ができてからうたってはいますが、そこができてはいるかというふうにはなかなかできていない現状もあるのではないかと。基礎的なところを分かったとしたら、次、相談支援事業所にしてもケアマネさんにしても、現任として、実際どうですか、やってみてどうですかというところで研修があるので、そういったものも本当にあるといいのかなというふうに思っていますが、なかなか多分この中心というか、手組に関しても参加が少ない市町村の方が、実際のところということで、また参加してくださるのかという、そこもまた課題なのではないのかなというふうに思っています。

事業所に関しては、虐待研修はもう義務として受けなければならないというふうになってはいますが、市町村の方に関してはその辺がないというのも、問題なのだなというところ。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。私、知的障がい者相談員というのをやらせていただいています。それで、知的障がい者相談員として、数多くの相談を親御さんや本人さんから受けます。受けますが、これを市町村や県のほうに上げるということに関しては、ほとんどの親御さんはここで止めといてくださいって言われます。なぜかという、例えば施設や作業所に入っておられる方のことで、これは虐待かなと親御さんが思われても、本人さんが思われても、それを言うことによってその施設や作業所に現にはいられなくなるような状態が割と多く起こっているように、私には思えます。

ですから、実際問題、虐待それに準ずるものがあつたとしても、その施設や作業所に通っている当事者さんたちは、数字よりはるかに多く虐待行為というようなものに出会っていたとしても、言えてないというふうには私は思っています。それはなぜなのかというのは、圧倒的な力の関係じゃないですか。実際問題それを言うことによって、自分の子供がそういうところに行けなくなる、これは高齢者施設でも同じようなことが起こっているようですが、この辺を何とかしていただかないと、実態の虐待の件数というのはなかなか現れてこないのではないかな、私も相談員としてお聞きしても親御さんや本人さんが言ってくれるなど言われた場合は、どうしようもないです。なので、その辺のことも考えていただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがでしょうか。はい、米子市の橋本さんどうぞ。

(橋本委員) 市町村なので、私は米子市なのでとても今、つらい状況で話を聞いていましたけれども、市町村としては、米子市はある程度大きな市でございますので、職員の異動当然あるのですけれども、それに対する引き継ぎであったりというところでの、虐待についても組織として対応していくというところが、その制度というのか、仕組みはできていると思います。ただ、小さい町であったり、村というところになると全てのことが1人でやっているというようなこともあって、そういった事情もあってなかなか当事者さんであったりとか、あるいは事業所の方々の信頼関係みたいなものっていうのが、構築がやっぱり時間がかかっていくのかなっていう気はしているところであります。

ただ、通報がされた場合、それが虐待に当たるかどうかというのが分からない状態であっても、通報を受けた限りは市町村としてはきちんと事情を把握に向えるわけですし、その点について

は今後も県内の各市町村のほうで進めていく、そういった信頼関係を築いていくってところが一番大事だというふうに考えているところと、それからもう1点なのですが、私、何年か虐待に関わる業務やっているのですが、やっぱり何年もやるごとに一筋縄ではいかないというか、いろんなケースが出てくるってところを県の方々今日もおられるのですが、把握していただきたいというか、研修などでも新人の方々に対する研修っていうのは、やっぱり大事だとは思いますが、現任研修とまでは言いませんけれども、もっと複雑なパターンのもも結構現場では感じておまして、どう判断したらいいのだろうっていう、どこにその基準を置いたらいいのだろうっていうことで、ちょっと揺れ動くようなこともあったりするので、そういったケースについても何か1つ、指針となるようになっていくのでしょうかね、この目安になるようなとか、その情報交換の機会があったらいいかなというふうに感じているところです。以上です。

(植村部会長) ありがとうございます。平林さん何か。

(平林オブザーバー) 資料の4で先ほど説明があったのですが、資料の4-2のところですね、障がい者虐待防止等に係る支援チームの委託をうちのセンター含め、東部中部も委託を受けているわけですが、それで、この予算がうちのセンターだけではないと思うのですが、毎年使い切れずに県に返しているような実態があります。ただ、この予算がすごくいいのは、やはり市町村の方ってとにかく異動してしまうってことはもう大前提として考えておくと、市町村の虐待防止センターの相談窓口の方がその通報受けたと、通報なり何かしらの相談を受けたときに、まず、うちのセンターに相談をしてもらって、それによっては対応について専門職を派遣して、例えば、法律的なものがあれば法人に所属の弁護士だったり、プラス障がいのある方だったら、社会福祉士というような形で複数の専門職を派遣してケース会議を、これは虐待防止センターに開いていただいたものに参加するとか、面談で対応するとか、電話で対応するっていうようなそういったことができる予算になっているのですが、ただ、これがなかなか周知されていないってことはすごく感じています。

それで、地道な動きなのですが、普段から各市町村担当者とは連携を密に連絡・相談受けられるようにしておいて話を聞く中でそれって虐待じゃないかな、みたいなことがそこでつながれば、こっちからこういう事業がありますっていう話をして、それで、市町村の担当者の方、そんなものがあるのですかみたいなことがあって、それで、実際に面談とか、ケース会議につなげたり、だったら、今度は講師派遣もできるので、その市町村の担当者の人とか、担当課とかそういったところにも派遣をするとか、そういったことができる事業なので、これをもっともっと活用できるといいなということは思っています。それがやっぱり市町村の担当者が交代するっていうところをある程度補完できるのではないかっていうことを思っていて、実際に市町村担当者の方も実践を1件1件積み重ねると、何となくこういうときにはこういう判断したらいいってことを理解されるというか、そういう方もおられたりするので、この事業もどんどんもっと使っていきたいなというふうに思っています。以上です。

(植村部会長) はい、オブザーバーの小林様どうですか。

(小林オブザーバー) はい。私は、実は北海道にいたときに、子どもの虐待防止協会って全国で2番目に協会を立ち上げて法律の先生なんか中心としてそれぞれ市町ありますので、そこで活

動していた経緯はありますけど、これ皆さん方、多分権利擁護の機関であるとか、あるいは福祉の第一線なのであれですけど、虐待って事案を見たとき、例えばこの前、東京の病院であったような事案で研修会何回やっても駄目です。構造的な問題があるので。もっと言ったら、育児文化だとか、障がい者福祉サービスがそこそこ底辺にあるところは幾ら研修会やっても駄目なわけです。つまり何が言いたいかって言うと、スキルとか、そういうレベルではなくて、さっきの話と関連するんですけど、意思決定支援っていうものが、つまりどれだけ浸透しているかっていうのが半比例的に虐待の件数になっているので、北海道にいるときもよく言われました。育児っていうのは、お母さんとか、お父さんとかが一生懸命やっているのだけど、間違いもあるし、失敗もあるし、でも、そこを修正してあげてみんなが声を出し合って風通しのいい育児っていうものを地域で作れば虐待なんかなくなるので、そもそも虐待防止っていう看板では地域がよくなるらないのです。

虐待っていうのは、少なからずよろしくないもので、防止って言っていますよね、もっと言ったら禁止しないとイケないのだけど、それは一方では先ほど上げられたマルトリートメントがあって、そして虐待になるわけです。今、保育の中でも不適正な保育とか言われていて、一体何が不適切なのかみたいなのがあるんですけど、実はそれは子供と保育士さんとか、子どもと大人とか、あるいは障がいのある人とサービス事業者との関係の中でできている話なので、実は、これは日常的事からチェックしないとイケないし、それから虐待するほうの側も要するにサービスのレパトリーが少ないとか、あるいは理念が低いとか、そういった問題から様々な労働条件の悪化とか、いろいろな要因が絡み合っているはずなのですよね。ですから、その原因をもっとつぶさにしないとイケないし、それから虐待された人の通報ということが言われていますが、その通報のしやすさがないと結局言葉がしゃべれなかったらできないみたいな話になってしまうわけです。

でも、見る人が見れば大体行動だとか、嫌な行動を強いられているっていうのは分かるんです。だから、もっと積極的なつまり虐待っていう事案は実は障がいがある人の中では、ずっと前から指摘されていたのですが、法律ができたのは子供、高齢者、障がいですよね、社会はこれだけ遅れて障がいがある人のいわゆる権利擁護に気づいたわけで、言ってみたらそれ巡回型にするとか、通報待っていないで積極的に出ないと権利擁護にならないと思いますね。実際そうやって日常的なチェックっていうのがいかに大切か、通報待ちだけではもう要するに虐待件数を抑えるなんていうのはできないわけですね。

それからもう1つは、これ教育委員会の方来られてないですけど、学校関係の虐待っていうのは基本的にないっていうのが前提なのです。あっても学校関係の中で教育っていうのは信頼関係の中で行われるので、そこで修復しなさいっていう法律の中でも書かれているわけですね、実はそれが結構闇の部分で、この協議会でも学校関係の虐待は少なからず教育委員会に問い合わせデータとして上げられたほうが良いと思います。虐待防止ができた人にかなり、毎日新聞の野沢さんとか呼んで、私もかなり県の中で虐待防止については、その当時動きましたけど、いいことは何度も言っていないとイケないし、それから頻度をもっと多くしていかないと、なかなか植村さんが言われたように、1人だけの努力では点で追えないです。だから、もうある程度文化、

構造に戦うぐらいの気概を持たないとなかなかできないのではないかなと思います。子供の虐待に関しての宣伝ってすごいじゃないですか、チャイルドラインだとか、それに比べると障がい者の虐待についてはほとんど一般の人は目にしないのではないのでしょうか。それはひいてはやはり障がいがある人はしょうがないよね、みたいなのがどこかにあってそれは意思決定と全く一緒ですよ。意思決定できないのだからしょうがないみたいに。これも研修会だけではなくて、やはりそうやって、どんな障がいがある人にも意思決定できるよって、できない問題とできる問題があるよってということのほうが問題で、何か意思決定できないよってというのが前提にあったり、制限するよってということがまさに権利擁護の部会としては一番大きなところとして押さえていただきたいと思います。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。この4つ、一応上がっていますけれども、全部がいろいろな意味でつながっているよってことは確かなことだろうなと思いますので、1つ1つを切り離してではなくて、総合的に意見交換ができていったらなというふうに思っております。私の進行が悪くて、最後の障がい者差別解消、これが残っておりますので、すみませんがよろしくをお願いします。資料の説明を事務局さんからお願いします。障がい福祉課さんどうぞ。

(前田室長) はい。鳥取県障がい福祉課社会参加推進室長前田です。障がい者差別解消法について資料5で説明させていただきます。令和3年に改正された障がい者差別解消法ですけれども、経過措置があったのですけれども、令和6年4月から合理的配慮のほうにつきまして民間事業者に義務化は令和6年4月1日だということとなりました。そういったこともありまして、鳥取県といたしましてもこれまでもいろんな取組をやってきておりましたけれども、今後やっていこうとする取組とかについてまとめたものが資料5です。説明させていただきます。まず、最初に書いてあるのが研修DVDの改定です。これまでも障がいのことを理解していただくための研修用DVDを使ってやっていたのですけれども、作成から10年以上も経過しておりまして古くなっているという御指摘もあつたりもしますので、本年度、今まさに6月補正で予算要求しているところなんですけれども、予算が得られましたら正式に改定していきたいと考えております。このDVDですけれども、県内だけではなくて、全国あいサポート運動の特定自治体にも使っていたりというものでございます。

続きまして2つ目が障がい者差別法に対するシンポジウムでございます。先ほど申し上げましたが、令和6年4月1日から民間企業で合理的配慮が義務化されることを踏まえまして、民間事業者の方々とか、一般の方々に対しまして、よりオープン、そういうイベントといいますか、今後催し物も開催することによりまして、広く周知を図っていきたいと考えているところでございます。時期につきましては、今年の11月頃を考えておりますが、講師とか、テーマとかについてはこれからまだまだ検討していきたいところでございます。

それで、3つ目ですけれども、これはこれまでもやらせていただいたところでございますが、障がい者差別解消支援地域協議会でございます。この障がい者差別解消法の第17条の第1項に基づきまして関係団体の皆様と障がい者差別の解消を図ることを目的といたしまして、いろいろと協議をさせていただいているというものでございます。毎年1回、毎年開催しておりますので、今年度もまたどこかで開催させていただきたいと考えております。それで、4つ目ですけれども、企業・

団体への障がい者差別解消法と障がい者が暮らしやすい社会づくり事業の補助金の周知でございます。民間事業者の合理的配慮、差別の解消を進めていくための補助金制度があるのですが、そういったものをこれまでも使っていただいております、今後も使っていただきたいと、この補助金の普及も進めていただきたいと考えているところでございます。一番最後に合理的配慮の提供の情報発信動画の発信でございますけれども、これ昨年度合理的配慮の提供について見られた方もおられるかと思っておりますけれども、CMとかを作ったりいたしまして、それを流したりしておりました。これにつきましても昨年度せっかく作ったものなので、また、これも広く使って民間事業者への合理的配慮を、周知を図っていききたいというものでございます。

資料5については以上ですが、あと参考資料といたしまして、国からの障がいを理由とする差別解消に関する基本方針の一般通知だとか、あとは鳥取県のみんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例を参考としてつけておりますが、時間の関係でこの資料の説明は省略させていただきます。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。この障がい者差別解消法について御意見等ありましたら、いかがでしょうか。光岡さんお願いします。

(光岡委員) 2点簡潔に発言したいと思うのですが、仕組みの問題が1つです。先ほど、改正された基本方針と12ページにあるのですが、通知分にも頭出しはしてあるのですが、相談及び紛争の防止等のための体制の整備っていうのがあります。残念ながら、差別が起こるから合理的配慮の不提供が起こるっていうことが、これまでも数の多い少ないはあっても、起こると思うのです。これからもゼロにはなかなかならないかなと思うのですが、そういうときにここが重要だと思っています。それで、ここの中にもあるように、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、それで、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るっていうふうにあるのです。

それで、今の県内で言うと、ここの紛争の防止はどうかあれなのですが、紛争の解決っていうことが明確にうたわれていないと思うのです。さっきのあいサポート条例であっても。やはりどこがこの機能を持つのかということは明確にさせていただきたいし、それができる人材の育成はさせていただきたいっていうふうに思います。今のところ、私なんかは大体、障がい福祉課のほうに相談をしているわけですが、一体どこなのか、誰なのかということが相談をする側にきちんと伝わらないといけないし、どういう対応してもらえるのかっていうことがイメージできないと相談できないっていうふうに思います。

それが1つと、それから民間が義務化になるっていうことで、いろいろな啓発というか、そういう研修が必要かと思って、先ほどもされるというふうに聞いたのですが、内容なのですが、僕、この差別解消の問題は障がい当事者の方がちゃんと差別を受けない権利がある、合理的配慮をしてもらい権利があるってことを理解できないといけないと、一番それが重要なって思っていて、それがあつたときにきちんと表明できるということが必要だと思うのです。なので、研修会では、ぜひ当事者の方にも発言してもらえようようにしてもらいたいし、これまで差別解消の地域支援協議会の中で上がっているような事例も、その場で紹介をして、当事者の人たちがこういうことが差別に当たるのか、こういうふうに対応できるのかってことを知る機会にし

てもらいたいって思います。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。前回、この会議をしたときも、私、言わせていただいたのですが、県のコマーシャルの合理的配慮というのを何度か見させていただいていますが、前のとき、合理的配慮とは、そもそも何ぞやということをほとんどの本人さんや、もちろん親御さんたちも知らないのですと言いましたら、小林様がそもそも合理的配慮というのは、英語でしたかね。無理矢理つけている、日本語に直している文なので、なかなか分かりにくいですよねっていう発言をしてくださったのですが、本来、合理的配慮を受けるべき人たちのほうがその内容を分かってなかったら、合理的配慮をしてくださいますか、この差別解消をしてくださいますよという意見はほとんど出てこない状況になりますよね。

ですから、受ける側の人たちがそれを理解できるような状況を、先ほども光岡さんも言ってくださいましたけど、ぜひ当事者さんのほうにもきちっと、いや、この人たちは知的障がいだから分からないだろうという発想をやめていただいて、専門家の方もいらっしゃるのでしたら、その内容をかみ砕いて、どうしたら分かるかっていう理解の仕方をまた考えていただくことも必要かなというふうに私は思っております。これは、あくまでも、障がいを持っている親の意見です。ですので、諸般の事情もあろうかと思いますが、差別解消にしても、私は先ほども言いましたように、夜間になりますが、働いている本人さんたち、いろんな障がいの人たちと話をよくします。そうすると、明らかに差別されているのか、これって、と思うことなのですが、ただの不満とか涙が出て止まらなくなっていて、それを切々と訴えるというところで終わっています。

ですから、その辺のこともぜひ、先ほども言われたように、その人たちの意見は確かにとつとつとしているかもしれませんが、ぜひその辺も理解していただいたら嬉しいなというふうに個人的には思っております。ほかの御意見ありましたら、教えてやってください。

(中井委員) 中井ですけど、いいですか。

(植村部会長) どうぞ、はい。

(中井委員) はい。先ほどの小林さんの意見を聞きまして、なるほどだなんていうふうに思ったので、意見させていただければと思います。先ほども植村さんのほうも言われましたが、当事者が何も知らないで事業所、または市町村等々でその責務として研修受けるのは、また違うだろうなという意見の中で、北栄町の自立支援協議会が平成28年から虐待防止、障がいのある人の権利を守る活動に取り組んでいます。この研修として、権利擁護研修というのをやっております、過去8年の中で、今、6回、今年も7月に研修をするようにしております。これは北栄町の障がいのある当事者、または事業所、または町民、民生委員の方も含め、入る会場が400人なので、それ以上、なかなかコロナで全員と、多くの方に入っていただきたいのですが、数があるということですが、障がいのある当事者に自分の生きている権利、そういった難しいね、虐待とか意思決定とかそういう難しい話ではないですけども、自分自身を大事にしよう、大切にしよう、それで、自分の置かれている立場で言えることができるのであれば、自分が強くなって言えるようになったらいいねっていう思いの中で、そういうことを取り組んでいるっていうことをまず1つと、あとは、事業所の例の虐待があるっていうところの事例の中ですが、1つなのですね。全

ネットで今年、東京のほうで行われました行列のできる法律相談所。そのA型の事業所として雇用契約または有給とかそういった働きの部分で何が虐待で何が虐待じゃないのだろうということを本人さん交えて弁護士さんの方が前に出ている、そういったことを見ながら、全員で事業所のほうで研修をしております。

いろいろなやり方があると思いますが、事業所にしても、町にしても、身近なところにしても、県にしても、それぞれができることを障がい者当事者の目線でしていくっていうところが1つある。あとは、地域の中の多くの人たち、暮らしている人たちも含めて巻き込んで、そういった権利を守っていくっていう展開も必要ではないかなというふうな目線で私は見ておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。とても貴重な御意見いただきました。また、いろいろな地域とかその他でそれぞれがそれぞれ差別解消になりますような活動をできたらいいなというふうに思っております。ほかに御意見がございますか。はい、小林様、どうぞ。

(小林オブザーバー) すみません。もう時間を切っていて申し訳ないのですが、私は差別解消協議会の会長もやっているの、一言だけ言わせていただきたいと思います。障害者差別解消法に関して、民間も法的な義務を課せられたということで、かなりこれ潮目になっていくのではないかなと思います。そもそも解消法が制定された当時もなかなか国の動きも芳しくなくて、直前に対応要領とかがつくられて公表されたといういきさつがあったのですが、この間ですね、つまり民間が逆に言えばそういう法的義務になった間、この間、それぞれの公的機関が対応要領とか、具体的な合理的配慮の内容も含めて、公開されている内容が膨れたか膨れないかということですよ。膨れたとするならば、それだけ差別が解消されたという成果なのだけど、うちの大学も含めて、つくったら対応要領公開しなさいよと言われていて、公開しただけでほとんど変わってないわけですね。

この実態の実は反省が非常に必要で。つまりこの法律の建てつけは禁止ではなくて、アメリカみたいに争って訴訟でもって解消するのではなくて、建設的な対話を通してサービス提供者がどんどんどんどん対応するレパートリーを増やしましょうと。例えば身体障がいの人にはこういう形でスロープ作りますよとか、視覚障がいの人にはこうやって点字のブロックありますよと。事業者がそうやってパブリックなスペースになるということを願ってつけたわけで。ですから、この間にいろいろなサービスができますよという公開をしてなかったら、それがサービスの解消した証にはならないですね。例えばうちのレストランだと車椅子1人だったらオーケーだったのだけど、この間、車椅子3人まではオーケーになりましたという、そのレストランはすごく努力したということだし。差別解消、ゼロではないけど、差別解消に向けて努力したという、とっても大切な企業のはずなのですよ。

そこら辺の検証が、行政は常に予算がついたら事業、事業を展開するけど、反省するというのはどこかでしないと。過去はやはり、少なくとも過去から現在までのシミュレーションが未来になるので、同じ形にならないように注意しておくことが必要だと思います。私はいろいろなところで口酸っぱくして言っていますが、対応指針とかどう変わったのと。あれは、だから1回言って公開して、更新すべき内容だと思うのですが。以上です。

(植村部会長) はい、ありがとうございました。時間も少し過ぎましたけれども。光岡さん、まとめて何か言ってください。

(光岡委員) いや、まとめられませんが、差し当たって、さっきも私も言ったのですが、今年の県がやられる研修でどういうメッセージを出していくかというのが、まず、喫緊では重要になってくるかなというふうに思います。

(植村部会長) はい、ありがとうございます。長時間になりました。障がい福祉課さんのほうはいかがですか、何かまとめとして。

(中野課長) はい。ありがとうございました。障がい福祉課です。今までいただいた御意見も含めて、また今後議論を深めていきたいとします。成年後見については、もう少し市町村の実態をより深掘って見ていくということだと思えます。それはやらさせていただきます。意思決定支援については、結局実践例を勉強し、理解して自分のものにしていくという取組を、具体的に取組をどうするかということだと思えます。それはヒントいただいたような研修教材を使ったり、あとは事業所での優良事例を共有したりという取組だと思えますので、継続的な在り方というか、勉強会の在り方みたいなのを考えたいと思えますが、また、事業所の好事例みたいな共有は皆さん協力いただきたいと思えます。

あとは虐待防止の様々な受け止め方もありましたが、やはり行政の受け止めという意味ではその型もありますし、あとは市町村それぞれの体制も含めた状態というところもあると思えますので。あとは公平的な対応しないといけないという部分あると思えますので。できるできないことは事実としてはあると思えますけれども、より対応レベルを上げていくという取組はできると思うので。支援センターのほうと御相談させていただいて、何ができるかというのは考えたいと思えます。

差別解消については、合理的配慮に義務化みたいなところは、植村さんおっしゃった、そもそも分かりにくいというか、分かりやすく周知するということは大変重要だと思えますので、施行までにそういう周知は適切にやっていきたいと思えます。こんな感じでよろしいでしょうか。

(植村部会長) ありがとうございます。拙い進行で申し訳なかったですが、権利擁護部会というふうになっておりますので、一番はやはり当事者さんたちの元気で明るくやっていけるように、そういうことが一番主目だと思えますので、これからもやはり建設的な意見、皆さんが持っている知識等を十分に活用させていただいて、頑張ってやっていけたらいいなと思えますのでよろしく願いいたします。今日は長時間ありがとうございました。